

長岡市教育委員会の共催等に関する事務取扱要領

令和4年4月1日改正

令和7年2月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外の者が実施する事業について共催又は後援（以下併せて「共催等」という。）をすることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としてその事業の実施に当たることをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 教育委員会が共催等を承認する事業の主催者（以下「主催者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) 福祉、教育、文化、スポーツ、子育て等に関する団体
- (4) 新聞、テレビ等の報道機関
- (5) その他教育長が適当であると認める団体

2 事業の内容は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 市民の福祉、教育、文化、スポーツ、子育て等の向上、普及及び振興に寄与する目的で公益性のある事業
- (2) 教育委員会の施策等を推進することができる事業
- (3) 営利を目的としない事業
- (4) 政治的及び宗教的な活動でない事業
- (5) 本教育委員会の行政運営上の中立性を損なうおそれがない事業
- (6) 事業の規模又は対象が、特定地域・特定人に限定されることなく広範囲にわたる事業
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員が経営に実質的に関与している者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与していない事業

(承認の手続等)

第4条 主催者は、共催等を受けようとするときは、事業の実施 14 日前までに共催等申請書（別記第1号様式）及び次に掲げる書類を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、共催等申請書はその内容を記載した任意の文書に代えるこ

とができる。

- (1) 事業概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係書類

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認することに決定したときは、共催等承認通知書(別記第2号様式)により主催者に通知するものとする。
(事業の中止等)

第5条 主催者は、共催等の承認を受けた事業を中止し、又は変更しようとするときは、共催等事業中止・変更承認願(別記第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の承認願を適当と認めたときは、共催等事業中止・変更承認書(別記第4号様式)により主催者に通知するものとする。
(事業報告)

第6条 主催者は、共催等の承認を受けた事業が終了したときは、速やかに共催等事業実施報告書(別記第5号様式)、収支決算書及びその他関係書類により、事業結果を教育長に報告しなければならない。

(共催等の取消し)

第7条 教育長は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、共催等の承認を取り消すものとし、共催等取消し通知書(別記第6号様式)により主催者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により共催等の承認を受けたとき。
- (2) 第3条の基準に該当しなくなったとき。
- (3) この要領又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (4) 違法な行為又は著しく公益を害する等教育長が不相当と認める行為があるとき。

2 前項の場合において、主催者に損害があっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。